

別記様式(第2条関係)



令和3年4月30日

令和2年度 政務活動費収支報告書

鳥取県議会議長 藤縄 喜和 様

鳥取県議会議員

語堂 正範

1 交付を受けた政務活動費の額

3,000,000 円

2 政務活動費を充てた支出の額

項目	金額	主な支出の内訳
調査研究費	44,241 円	会派・議員連盟関係政務活動費、他
研修費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	26,320	政経レポート購読料、他
広報費	0	
事務所費	415,800	事務所賃借料
事務費	0	
人件費	0	
合計	486,361	

3 支出に充てない残額

2,513,639 円

令和2年度 政務活動費出納簿

合計

月	収入	支出										残高
		調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
4月	750,000	0	0	0	0	0	0	34,650	0	0	34,650	715,350
5月	0	0	0	0	0	0	0	34,650	0	0	34,650	680,700
6月	0	5,000	0	0	0	1,400	0	34,650	0	0	41,050	639,650
7月	750,000	10,000	0	0	0	600	0	34,650	0	0	45,250	1,344,400
8月	0	3,000	0	0	0	1,000	0	34,650	0	0	38,650	1,305,750
9月	0	0	0	0	0	0	0	34,650	0	0	34,650	1,271,100
10月	750,000	0	0	0	0	0	0	34,650	0	0	34,650	1,986,450
11月	0	0	0	0	0	0	0	34,650	0	0	34,650	1,951,800
12月	0	0	0	0	0	0	0	34,650	0	0	34,650	1,917,150
1月	750,000	0	0	0	0	0	0	34,650	0	0	34,650	2,632,500
2月	0	0	0	0	0	0	0	34,650	0	0	34,650	2,597,850
3月	0	26,241	0	0	0	23,320	0	34,650	0	0	84,211	2,513,639
合計	3,000,000	44,241	0	0	0	26,320	0	415,800	0	0	486,361	2,513,639

令和2年度 政務活動費出納簿

4月分

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出									領収書等 の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計
4月10日	第1四半期交付分		750,000										0	
4月17日	4月分議員事務所賃借料	38500円 × 9/10 = 34650円								34,650			34,650	4-1
4月 計			750,000	0	0	0	0	0	0	34,650	0	0	34,650	

令和2年度 政務活動費出納簿

5月分

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出									領収書等 の番号		
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計	
5月8日	5月分議員事務所賃借料	38500円 × 9/10 = 34650円									34,650			34,650	5-1
5月 計			0	0	0	0	0	0	0	0	34,650	0	0	34,650	

令和2年度 政務活動費出納簿

6月分

(単位:円)

期日	摘要	算出方法等	収入	支出										領収書等の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計		
6月15日	鳥取県モンゴル中央県親善協会 会費	5000円		5,000										5,000	6-2
6月19日	令和2年度鳥取県教育関係職員録	1冊 1,400円						1,400						1,400	6-3
6月30日	6月分議員事務所賃借料	38500円 × 9/10 = 34650円								34,650				34,650	6-1
6月計			0	5,000	0	0	0	1,400	0	34,650	0	0	41,050		

令和2年度 政務活動費出納簿

7月分

(単位:円)

期日	摘要	算出方法等	収入	支出									領収書等の番号		
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計	
7月8日	7月分議員事務所賃借料	38500円 × 9/10 = 34650円									34,650			34,650	7-1
7月10日	第2四半期交付分		750,000											0	
7月21日	鳥取県緑化推進委員会会費	10000円		10,000										10,000	7-2
7月27日	鳥取県町村職員録	1冊600円						600						600	7-3
7月計			750,000	10,000	0	0	0	600	0	34,650	0	0	45,250		

令和2年度 政務活動費出納簿

8月分

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等 の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
8月10日	鳥取県職員名簿	1冊1000円						1,000					1,000	8-2
8月11日	8月分議員事務所賃借料	38500円 × 9/10 = 34650円								34,650			34,650	8-1
8月21日	青少年育成鳥取県民会議会費	3000円		3,000									3,000	8-3
8月 計			0	3,000	0	0	0	1,000	0	34,650	0	0	38,650	

令和2年度 政務活動費出納簿

9月分

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出								領収書等 の番号			
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費		人件費	支出計	
9月25日	9月分議員事務所賃借料	38500円 × 9/10 = 34650円									34,650			34,650	9-1
9月 計			0	0	0	0	0	0	0	0	34,650	0	0	34,650	

令和2年度 政務活動費出納簿

10月分

(単位:円)

期日	摘要	算出方法等	収入	支出										領収書等の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計		
10月12日	第3四半期交付分		750,000											0	
10月12日	10月分議員事務所賃借料	38500円 × 9/10 = 34650円									34,650			34,650	10-1
10月計			750,000	0	0	0	0	0	0	0	34,650	0	0	34,650	

令和2年度 政務活動費出納簿

11月分

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出								領収書等 の番号			
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費		人件費	支出計	
11月9日	11月分議員事務所賃借料	38500円 × 9/10 = 34650円									34,650			34,650	11-1
11月 計			0	0	0	0	0	0	0	0	34,650	0	0	34,650	

令和2年度 政務活動費出納簿

12月分

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出								領収書等 の番号		
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費		人件費	支出計
12月9日	12月分議員事務所賃借料	38500円 × 9/10 = 34650円								34,650			34,650	12-1
12月 計			0	0	0	0	0	0	0	34,650	0	0	34,650	

令和2年度 政務活動費出納簿

1月分

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出									領収書等 の番号		
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計	
1月8日	1月分議員事務所賃借料	38500円 × 9/10 = 34650円									34,650			34,650	1-1
1月12日	第4四半期交付分		750,000											0	
1月 計			750,000	0	0	0	0	0	0	34,650	0	0	34,650		

令和2年度 政務活動費出納簿

2月分

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出									領収書等 の番号		
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計	
2月7日	2月分議員事務所賃借料	38500円 × 9/10 = 34650円									34,650			34,650	2-1
2月 計			0	0	0	0	0	0	0	0	34,650	0	0	34,650	

令和2年度 政務活動費出納簿

3月分

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出									領収書等 の番号		
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計	
3月5日	3月分議員事務所賃借料	38500円 × 9/10 = 34650円									34,650			34,650	3-1
3月31日	会派・議員連盟関係政務活動費			26,241										26,241	3-2
4月27日	政経レポート(年間)							23,320						23,320	3-3
3月 計			0	26,241	0	0	0	23,320	0	34,650	0	0	84,211		

令和2年度 政務活動事務所状況報告書

議員名： 語堂 正範

1 所在地・所有形態

所在地 鳥取県東伯郡琴浦町徳万558-1番地 鳥取中央農業協同組合東伯支所情報センター2階

電話番号 電話なし

FAX番号 FAXなし

- 設置形態 自宅敷地外 自宅敷地内別棟 自宅の一部を専用使用 自宅と兼用
- 所有形態 自己所有 賃借
- 第三者所有（賃貸借契約 鳥取中央農業協同組合 ）
 関連会社（会社名 ）
 生計を一にしない親族
- 生計を一にする親族名義含む。

2 兼用の有無と按分の積算

他用途との兼用

有り

- 自宅
- 後援会事務所
- 政党事務所
- その他

無し

使用実態による按分・・・

- 使用時間割
(政務活動使用時間 h / 事務所使用時間 h)
- 使用面積割
(政務活動使用面積 m² / 事務所面積 m²)
- その他
(根拠：)

明確に区分できない場合の按分

按分率 (A)	/	%
---------	---	---

按分率 (C)	<input checked="" type="checkbox"/> 9/10
---------	--

按分率 (B)	<input type="checkbox"/> 1/2 <input type="checkbox"/> 1/3 <input type="checkbox"/> 1/4
---------	--

* 兼用の数による按分とする。

* 後援会や政党事務所を別に設置されている場合は、参考までにその所在地を記入ください。

後援会事務所住所 鳥取県東伯郡琴浦町上伊勢118番地

政党事務所住所 鳥取県東伯郡琴浦町上伊勢118番地

(記載上の注意)

- ・年度中途に設置状況や活動状況に変動がある場合は、その都度作成すること。
(選挙時は特に注意すること。)
- ・複数の事務所がある場合は、事務所ごとに作成すること。

費目ごとの按分率一覧

議員名: 語堂 正範

1 事務所費

按分率 =

9 / 10	%
--------	---

 (政務活動事務所状況報告書のA・B・Cのいずれか)

- 事務所賃借料 電気代 水道代 その他 ()
駐車場賃借料 ガス代 灯油代 その他 ()

2 事務費

(1) 固定電話・ファクシミリ(番号ごとに記載すること)

(以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付し、根拠とすること)

- ① 電話・ファクシミリ (番号 — —)
├ 自宅設置・・・1 / 2
└ 事務所設置・・・事務所費の按分率による
- ② 電話・ファクシミリ (番号 — —)
├ 自宅設置・・・1 / 2
└ 事務所設置・・・事務所費の按分率による
- ③ 電話・ファクシミリ (番号 — —)
├ 自宅設置・・・1 / 2
└ 事務所設置・・・事務所費の按分率による
- ④ 電話・ファクシミリ (番号 — —)
├ 自宅設置・・・1 / 2
└ 事務所設置・・・事務所費の按分率による

(2) ネット回線使用料、プロバイダ料

- ① (契約先)
├ 接続環境が事務所以外の場合・・・1 / 2
└ 接続環境が事務所の場合・・・事務所費の按分率による
- ② (契約先)
├ 接続環境が事務所以外の場合・・・1 / 2
└ 接続環境が事務所の場合・・・事務所費の按分率による

(3) 携帯電話(以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付し、根拠とすること)

- (番号 — —)
├ 同一携帯電話を政務活動以外(私用など)にも使う場合・・・1 / 2
└ 政務活動用携帯電話を別に持つ場合・・・9 / 10
 ※政務活動用以外の携帯電話の番号を以下に記載願います。
(番号 — —)

(4) 消耗品、備品等

- ├ 自宅や外出先で使用する場合・・・1 / 2
└ 事務所で使用する場合・・・事務所費の按分率による

3 広報費 (印刷物(はがきも含む)については、成果物を1部添付すること。)

(1) 広報紙印刷費・送料

- ├ 政務活動以外(後援会活動など)に係る部分が含まれる場合・・・面積按分
└ 政務活動のみの場合・・・10 / 10

賃貸借契約書

貸主 鳥取中央農業協同組合（以下甲という）と借主 語堂正範（以下乙という）との間に末尾記載の物件に関して、次の条項によって賃貸契約を締結する。

第一条 （目的）

甲は末尾記載の賃貸借物件（以下本物件という）を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

第二条 （用途）

乙は本物件を末尾記載の使用目的の通り使用しなければならない。

第三条 （賃貸借期間）

賃貸借契約期間は、2019年9月1日から2020年8月31日までとする。

但し、期間内の解約については甲乙協議の上決定する。

又、契約期間経過後は双方解約の申し出のないかぎり1年間の1年毎の契約更新とする。

第四条 （賃貸借料）

賃貸借料は月額35,000円（消費税別）（電気代・水道代を含む）とし、乙は毎月25日までに甲に支払うものとする。

また、1か月に満たない賃料については、その月の日数で、日割計算するものとする。

第五条 （消費税）

乙は賃料に係る消費税分を、乙において負担することを承諾し、消費税の税率の変更があった場合には、改正税率によるものとする。

第六条 （禁止行為）

乙は本物件を甲の承認なく第三者に転貸しないこと及び造作設備につき、甲に無断で付加・除去又は変更することはできない。

第七条 （物件保全義務等）

乙は善良な管理者としての注意をもって借受物件の維持保全に努めなければならない。

甲は建物、乙は商品の火災保険に加入し、その保障額をもってそれぞれの損害に充てるものとする。

第九条 （本契約の解除）

甲または乙が前条各号に違反する場合、あるいは甲または乙（それらの役職員を含む）が次の各号に該当した場合には、当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとする。

第十条 (免責)

前条の規定に基づき解除をされた甲または乙に損害が生じたとしても、相手方は損害賠償金、補償金その他名目を問わず、当該甲及び乙に対して、なんらの金員も支払う義務を負わないものとする。

第十一条 (中途解除)

甲は、第九条に定める解除以外で正当な理由がある場合は、事前に書面をもって乙に通知することにより本契約を解除することができる。

第十二条 (確約事項)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

第十三条 (協議事項)

この契約に定めのない事項並びに契約事項に疑義を生じたときは、甲乙誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙署名捺印の上各自その一通を保有する。

令和元年 9月 1日

貸付人 (甲)

鳥取県倉吉市越殿町 1409 番地
鳥取中央農業協同組合
代表理事組合長 栗原 隆政



借受人 (乙)

東伯郡琴浦町上伊勢 118 番地
語堂 正範



賃貸借物件の表示

鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 558-1 番地
東伯支所情報センター2階 事務所一角 37 m²

領収書

CNo. 068137

4-1

語堂正範

様

令和9年5月19日

7,385.00

令和7年4月17日振込

(内消費税 円)

但し 貸付料 4月分

上記金額正に領収致しました

印 収
紙 入

入金明細	
現金	7,385.00
小切手	
手形	



鳥取中央農業協同組合 (JA鳥取中央)

鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL(0858)23-3000

支所長 中嶋 雅彦

〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL(0858)23-3000

部課所名 東伯支所 組合員課 TEL 0858-53-1614

ご注意 本領収書に組合印のないもの及び金額を訂正したものは無効と致します

領収書

CNo. 068138

5-1

語堂正範

様

令和9年5月19日

7,385.00

令和7年5月8日振込

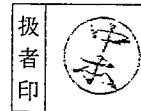
(内消費税 円)

但し 貸付料 6月分

上記金額正に領収致しました

印 収
紙 入

入金明細	
現金	7,385.00
小切手	
手形	



鳥取中央農業協同組合 (JA鳥取中央)

鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL(0858)23-3000

支所長 中嶋 雅彦

〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL(0858)23-3000

部課所名 東伯支所 組合員課 TEL 0858-53-1614

ご注意 本領収書に組合印のないもの及び金額を訂正したものは無効と致します

領収書

CNo. 068139

語堂正範

様

令和3年5月13日

6-1

¥ 8,500

令和3年6月20日振込

(内消費税 円)

但し 貸付料6月分

上記金額正に領収致しました

印 収
紙 入

入金明細	
現金	¥8,500
小切手	
手形	



鳥取中央農業協同組合 (JA鳥取中央)

鳥取県倉吉市越殿町大字徳万558番地1

支所長 中嶋 雅彦

〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL (0858)23-3000

部課所名 東伯支所 組合員課 TEL 0858-53-1614

ご注意 本領収書に組合印のないもの及び金額を訂正したものは無効と致します

領収書

CNo. 068140

語堂正範

様

令和3年5月13日

7-1

¥ 8,500

令和3年7月8日振込

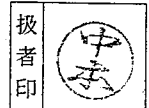
(内消費税 円)

但し 貸付料7月分

上記金額正に領収致しました

印 収
紙 入

入金明細	
現金	¥8,500
小切手	
手形	



鳥取中央農業協同組合 (JA鳥取中央)

鳥取県倉吉市越殿町大字徳万558番地1

支所長 中嶋 雅彦

〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL (0858)23-3000

部課所名 東伯支所 組合員課 TEL 0858-53-1614

ご注意 本領収書に組合印のないもの及び金額を訂正したものは無効と致します

領収書

CNo. 068141

語堂正範 様

令和8年 5月 13日

8-1

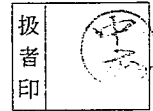
¥ 38,500

但し 令和8年8月11日振込
貸貸料8月分
上記金額正に領収致しました

(内消費税 円)

印 収
紙 入

入 金 明 細	
現金	38,500
小切手	
手形	



鳥取中央農業協同組合 (JA鳥取中央)

鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL(0858)23-3000

支所長 中嶋 雅彦

〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL(0858)23-3000

部課所名 東伯支所 組合員課 TEL 0858- 53-1614

ご注意 本領収書に組合印のないもの及び金額を訂正したものは無効と致します

領収書

CNo. 068142

語堂正範 様

令和8年 5月 13日

9-1

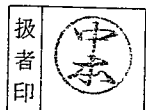
¥ 38,500

但し 令和8年9月25日振込
貸貸料9月分
上記金額正に領収致しました

(内消費税 円)

印 収
紙 入

入 金 明 細	
現金	38,500
小切手	
手形	



鳥取中央農業協同組合 (JA鳥取中央)

鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL(0858)23-3000

支所長 中嶋 雅彦

〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL(0858)23-3000

部課所名 東伯支所 組合員課 TEL 0858- 53-1614

ご注意 本領収書に組合印のないもの及び金額を訂正したものは無効と致します

領収書

CNo. 068143

語堂正範 様

令和2年5月13日

10-1

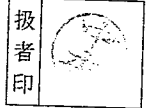
¥ 38,500

令和2年10月12日振込
但し 貸付料10月分
上記金額正に領収致しました

(内消費税 円)

印 収
紙 入

入金明細	
現金	38,500
小切手	
手形	



鳥取中央農業協同組合 (JA鳥取中央)

鳥取県東伯郡琴波町大字徳万558番地1

支所長 中嶋 雅彦

〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL(0858)23-3000

部課所名 東伯支所 組合員課 TEL 0858-53-1614

ご注意 本領収書に組合印のないもの及び金額を訂正したものは無効と致します

領収書

CNo. 068144

語堂正範 様

令和2年5月13日

11-1

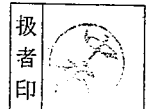
¥ 38,500

令和2年11月9日振込
但し 貸付料11月分
上記金額正に領収致しました

(内消費税 円)

印 収
紙 入

入金明細	
現金	38,500
小切手	
手形	



鳥取中央農業協同組合 (JA鳥取中央)

鳥取県東伯郡琴波町大字徳万558番地1

支所長 中嶋 雅彦

〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL(0858)23-3000

部課所名 東伯支所 組合員課 TEL 0858-53-1614

ご注意 本領収書に組合印のないもの及び金額を訂正したものは無効と致します

領収書

CNo. 068145

譚堂正範 様

令和2年5月9日

¥ 38,500

12-1

令和2年12月9日振込

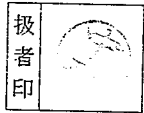
(内消費税 円)

但し 貸付料12月分

上記金額正に領収致しました

印 収
紙 入

入金明細	
現金	38,500
小切手	
手形	



鳥取中央農業協同組合 (JA鳥取中央)

鳥取県東伯郡倉吉市越殿町大字徳万558番地1

支所長 中嶋 雅彦

〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL(0858)23-3000

部課所名 東伯支所 組合員課 TEL 0858-53-1614

ご注意 本領収書に組合印のないもの及び金額を訂正したものは無効と致します

領収書

CNo. 068146

譚堂正範 様

令和2年5月9日

¥ 38,500

1-1

令和2年12月8日振込

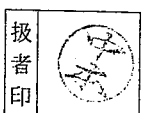
(内消費税 円)

但し 貸付料12月分

上記金額正に領収致しました

印 収
紙 入

入金明細	
現金	38,500
小切手	
手形	



鳥取中央農業協同組合 (JA鳥取中央)

鳥取県東伯郡倉吉市越殿町大字徳万558番地1

支所長 中嶋 雅彦

〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL(0858)23-3000

部課所名 東伯支所 組合員課 TEL 0858-53-1614

ご注意 本領収書に組合印のないもの及び金額を訂正したものは無効と致します

領収書

CNo. 068147

語堂正範 様

令和3年5月13日

¥ 38,500

2-1

令和3年2月7日振込

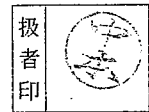
(内消費税 円)

但し 貸付料2月分

上記金額正に領収致しました

印 収
紙 入

入金明細	
現金	38,500
小切手	
手形	



鳥取中央農業協同組合 (JA鳥取中央)
鳥取県東伯郡琴浦町大字橋方558番地1

支所長 中嶋 雅彦

〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL (0858) 23-3000

部課所名 東伯支所 組合員課 TEL 0858-53-1614

ご注意 本領収書に組合印のないもの及び金額を訂正したものは無効と致します

領収書

CNo. 068148

語堂正範 様

令和3年5月13日

¥ 38,500

3-1

令和3年3月5日振込

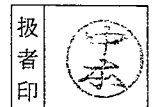
(内消費税 円)

但し 貸付料2月分

上記金額正に領収致しました

印 収
紙 入

入金明細	
現金	38,500
小切手	
手形	



鳥取中央農業協同組合 (JA鳥取中央)
鳥取県東伯郡琴浦町大字橋方558番地1

支所長 中嶋 雅彦

〒682-0867 鳥取県倉吉市越殿町1409 TEL (0858) 23-3000

部課所名 東伯支所 組合員課 TEL 0858-53-1614

ご注意 本領収書に組合印のないもの及び金額を訂正したものは無効と致します

6-2

領 収 書

令和2年6月15日

語 堂 正 範 様

金 5,000円

内 訳

鳥取県モンゴル中央県親善協会に係る令和2年度会費として

上記のとおり領収しました

鳥取県八頭郡八頭町郡家 664-3

鳥取県モンゴル中央県親善協会

会 長 河 本 義 永

連絡先 0857-26-6418

(事務局次長 高塚由美子)

「鳥取県モンゴル中央県親善協会」規約

(名称および事務所の所在地)

第1条 この会は「鳥取県モンゴル中央県親善協会」と称し、事務所を鳥取市に置く。

(目的)

第2条 この会は、鳥取県とモンゴル国中央県との相互理解を深め、親善交流を盛んにし、鳥取県とモンゴル国中央県の発展、ひいてはモンゴル国の発展と世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 日本とモンゴル国とは国交樹立以来、交流を推進しており、鳥取県とモンゴル国中央県の一層の関係を密にするよう、諸事業を行うこと。
- 2 鳥取県において、モンゴル国の諸事情を紹介すること。
- 3 鳥取県の諸事情をモンゴル国において紹介すること。
- 4 双方各界の文化・経済・人事等の諸交流を盛んにすること。
- 5 その他、目的を達成するために必要と認める事項。

(会員)

第4条 この会の目的に賛同し、会費を納め、事業に協力する個人および団体とする。

(会費)

第5条 この会の会費は、1口・個人5,000円、団体10,000円を年額とし、1口以上とする。

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置き、任期は2年とし、再任は妨げない。
会長1名、副会長若干名、理事若干名、監事2名、事務局長1名
なお、役員の推薦により顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、その職務に当たる。
副会長は会長を助け、必要あるときに、その職務を代行する。
理事は会の運営に関し意見を述べる。
監事は会務の監査にあたる。
事務局長は日常の会務の処理にあたる。

(総会)

第8条 定期総会は年1回、また臨時総会は必要に応じ開催し、次の事項を協議する。

- 1) 事業計画及び予算に関する事。
 - 2) 事業報告及び決算に関する事。
 - 3) 規約の改廃に関する事。
 - 4) 役員を選出に関する事。
 - 5) その他総会で必要と認めた事項。
- 2 総会は、会員の3分の1以上(委任状を含む)の出席を必要とし、協議事項は出席者の2分の1以上の同意を得て決定する。

(役員会)

第9条 役員会は、総会の決定を受け、会の運営を行うため必要があるとき開催する。

(会計年度)

第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項は総会で決定する。

附 則 この規約は、平成10年12月6日から施行する。

6-3

請求書

領収書

語堂 正範 様

語堂 正範 様

請求金額 1,400 円

領収金額 1,400 円

品名	令和2年度 鳥取県教育関係職員録
数量	1冊
単価(税込)	1,400円
金額	1,400円

品名	令和2年度 鳥取県教育関係職員録
数量	1冊
単価(税込)	1,400円
金額	1,400円

上記のとおり請求します。

上記のとおり領収しました。

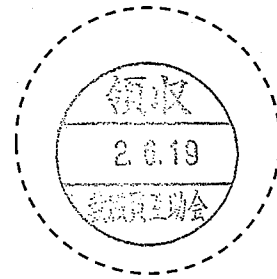
令和2年6月19日

鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県教育委員会事務局内
一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会

鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県教育委員会事務局内
一般財団法人
鳥取県教育関係職員互助会
理事長 山本 仁志



領収日付印



領収書

7-2

語堂 正範 様

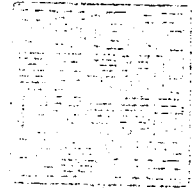
金 10,000円也

但し、令和2年度公益社団法人鳥取県緑化推進委員会
会費として、上記正に領収しました。

令和2年7月21日







公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

理事長 藤縄 喜和



緑化推進委員会ガイド **Guide**

INDEX

-  緑化推進委員会ガイド
-  緑の募金について
-  助成金について
-  森林・山村多面的整備実施
対策交付金について
-  とっとり緑推だより
-  お問い合わせ

目的 / 組織 / 主要事業 / 定款(pdfファイル)



目 的



温暖化や砂漠化など地球環境が大きな問題となる中において、森林や緑に対する国民の期待は高まり、また多様化しており、森林や樹木の持つ優れた諸機能を維持・増進して行くことが重要な課題となっている。

このため、当委員会は、森林・緑に対する県民の理解を一層深め、県民総参加による緑化運動を推進することにより、もって、緑豊かで安心して暮らせる豊かな県土の発展に寄与することを目的とする。



組 織



設立許可 ■ 設立認可 平成8年4月12日(鳥取県知事)

戦後、「荒れた国土に緑の晴れ着を」をテーマとする国土緑化運動が組織的な国民運動として始まり、鳥取県では、昭和25年3月に任意団体の鳥取県緑化推進委員会が発足し緑の羽根募金や緑化運動が始まった。

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」(平成7年法律第88号)の施行に伴って、社団法人に改組再編された。

また、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第50号)の施行に伴い、平成25年1月4日に現在の公益社団法人へ移行した。

支部 ■ 市町村支部	19 (各市町村単位)
会員数 ■ 正会員	89 (県・各市町村、団体、個人) ※会員名簿(pdfファイル)
賛助会員	71 (企業) ※会員名簿(pdfファイル)
特別会員	1 (鳥取県教育委員会教育長)
役員 ■ 理事13人、監事2人	※役員名簿(pdfファイル)
職員 ■ 事務局長1名、書記1名、非常勤職員1名	

▲TOP



主 要 事 業 (令和3年度)



【1】予算額 33,825千円
【2】主要事業

- ・普及啓発…国土緑化・育樹運動ポスター原画コンクール 等
- ・広報活動…緑化広告、ホームページ維持管理・拡充、緑推だより作成 等
- ・緑と水の森林ファンド事業…森林空間活用推進事業、青少年・民間活動グループ育成、学校環境緑化モデル事業、樹名板設置、木材工作キット配布 等
- ・緑化運動推進事業…一株植樹運動 等
- ・森林整備事業…森林づくり
- ・緑化推進事業…県植樹祭、誕生記念樹贈呈、地域緑化活動・イベント支援、学校緑化活動の推進、みどりの少年団交流集会、募金事業交付金 等

※助成事業の種類・内容・助成対象者・助成金額等については、「助成について」の項をご覧ください。

▲TOP



領収書(振込金受取書)

7-3

語堂 正範 様

領収金額	¥600
------	------

ただし、鳥取県町村職員録代金として

振込期限 令和2年8月31日

振込先

鳥取銀行 鳥取県庁支店
普通預金 No.0005666
鳥取県町村会
会計管理者 岸本 祐司

上記のとおり領収いたしました

〈領収日付印〉



8-2

25

領 収 証

語堂正範様

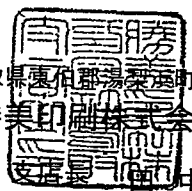
令和3年8月10日

¥ 1,000 .-

但し 令和2年度版 鳥取県職員名簿 代金として

上記の金額正に領収いたしました。

鳥取県東伯郡湯梨原町はわい長瀬818-1
勝美印刷株式会社鳥取支店



TEL (0858)35-4411(代)
FAX (0858)48-5010

領 収 書

一金 3,000 円也

令和2年度青少年育成鳥取県民会議会費として、上記正に
領収いたしました。

鳥取県議会議員

語堂 正範 様

令和2年8月21日

青少年育成鳥取県民会議

会長 八村 輝夫

—伸びよう 伸ばそう とっどりの青少年—

青少年育成鳥取県民会議

—あの子もこの子も地域の宝— ひと声かけて育てよう

ホーム お問い合わせ

検索

SPRINT

子どもたちのインターネット 利用に関わる緊急メッセージ

鳥取県青少年健全育成条例に ついて

県民会議とは

- ▶ 活動方針
- ▶ 県民会議構想
- ▶ 役員名簿

県民会議の事業

- ▶ 総会
- ▶ 週刊大会
- ▶ 青少年育成推進指導員の設置
- ▶ 推薦員名簿
- ▶ 推薦員の研修・活動内容
- ▶ 設置要旨
- ▶ 活動要綱
- ▶ 「青少年の非行・迷惑防止全県
推進月報」
- ▶ 「少年を守る隊」
- ▶ 非行防止と環境
- ▶ 男性生マネーアップ会わかや運動
- ▶ 大人が変われば、子どもも変わる
- ▶ 地域のおしごと、おばさん運動
- ▶ 有為空軍（三不運動）
- ▶ 市町村民会議との連携推進
- ▶ 青少年育成市町村民会議一覧

少年の主張

- ▶ 少年の主張 トップページ
- ▶ 鳥取週刊大会
- ▶ 県民会議役員

家庭の日

- ▶ 「家庭の日」普及運動とは
- ▶ 「家庭の日」絵巻・ポスター作
品
- ▶ 発表要項

読書コンテスト

- ▶ 書籍チラシ
- ▶ 読書結果
- ▶ 読書ポスター
- ▶ 読書要項

青少年育成団体助成金

- ▶ 要項

会員について

- ▶ 正体会員・法人会員・賛助会員
- ▶ 会費一覧

広報

- ▶ とっどりの青少年

啓発カレンダー

- ▶ 啓発カレンダー

リンク

- ▶ リンク

活動方針

次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的として、昭和41年9月に結成された県民運動団体です。

I 活動方針

当県民会議は、昭和41年9月発足以来45年間、全県を対象に青少年健全育成の活動を行っている県内唯一の団体として、県内の市町村民会議をはじめ、関係機関、育成関係者と連携を図りながら、非行防止や環境浄化を中心とした青少年健全育成県民運動に取り組んでまいりました。

とりわけ、近年、社会の急激な変化に伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、ひきこもり、ニートといった新たな悩みを抱えている若者の増加や、携帯電話（スマートフォン）等を利用したインターネットによる犯罪被害、暴動（危険ドラッグ）の運用等、青少年をめぐる問題は複雑かつ多様化してきていますが、家庭・学校・地域社会やあらゆる関係機関・団体等が、それぞれの機能を十分に発揮しながら、地域一体となり青少年健全育成県民運動を一層強力に推進することを目標に取り組んでいます。

このような中で、今年度は、青少年が利用するインターネット接続機器への「家庭・地域でのペアレンタルコントロールの普及」について、青少年健全育成運動として街頭啓発活動等に取り組み、啓発活動及び情報提供を強力に進めていきます。

さらに、『大人が変われば、子どもも変わる運動』、『地域の子どもは、地域で見守り育てる運動』、家庭の果たす役割の重要性を再認識するための、『家庭の日：普及運動』、及び青少年を取り巻く環境浄化のための『三不運動』を、引き続き青少年育成の四大県民運動と位置づけ、啓発と普及に努めます。

これらの運動を行うに当たって、各地域で青少年育成に取り組む市町村民会議と意見を交換し、市町村民会議を始め関係機関、青少年の育成活動に取り組まれる皆さんとの連携を緊密に取りながら効果的に活動し、運動の視野が広がるよう情報発信に努めるとともに、次の推進事項を設定し、積極的に県民運動を展開してまいります。

II 推進事項

1. 青少年の健全育成事業の推進
2. 育成指導者の養成と進捗感のある地域社会づくり
3. 健全な家庭づくり運動の推進
4. 青少年の自立と社会参加活動の促進
5. 非行防止活動と環境浄化活動の推進
6. 県民会議と市町村民会議の連携強化と会員の加入促進

ページの上記へ戻る

会派・議員連盟関係政務活動費計上額一覧表

議員名： 語堂 正範

領収書等番号：3-2

会派・議員連盟の名称	政務活動費計上金額	
	計上額	計上方法
会派関係（自由民主党）	12,432	精算書のとおり
鳥取県森林・林業・林産業活性化促進議員連盟	6,156	収支決算書のとおり
北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連盟	6,160	収支決算書のとおり
鳥取県議会条例研究議員連盟	120	収支決算書のとおり
鳥取・岡山県境議員連盟	550	収支決算書のとおり
鳥取県議会看護問題対策研究議員連盟	823	収支決算書のとおり
政務活動費計上額合計	26,241	

※1)会派、各議員連盟の政務活動費計上額に係る証拠書類は、会派、各議員連盟の関係書類(収支決算書)を援用します。

※2)「計上方法」欄は、収支決算書どおりの金額を計上する場合は「収支決算書のとおり」と記載し、旅費調整など一部計上する場合はその内容を記載してください。

3-3

領 収 証

№ 002212

三益三範

様

令和 3 年 4 月 27 日

金 額										円
		7	2	3,3	2	0				

但し

内 訳	現 金	
	小切手	

旬刊政経レポート	令和2年4月~令和3年3月分
企業年鑑	年版 冊分
政経レポート広告料	
企業年鑑広告料	
暑中見舞い広告料	
年賀広告料	

上記金額正に領収致しました

収 入
印 紙

取扱者
池本

株式会社 山陰政経研究所
鳥取市千代水4-18
TEL (0857)28-4411 FAX (0857)28-4412



政経レポート **山陰企業年鑑**